5　防衛装備庁調達管理部企業調査官を廃止し、同部調達企画課の所掌事務及び同部原価管理官の職務を改めることとした。（第二〇〇条～第二〇三条関係）

6　防衛装備庁調達事業部武器調達官、同部電子音響調達官、同部艦船調達官及び同部航空機調達官の職務のうち、装備品等の試作品に関する事務を同部需品調達官に移管することとした。（第二〇五条～第二〇八条及び第二一〇条関係）

7　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

8　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（文部科学省）

一　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正関係

1　大学院の修士課程等に在学する者の第一種学資貸与金の貸与額として授業料月額相当額等を定めることとした。（第一条関係）

2　所得に応じて定める学資支給の額の区分について従前の区分より高い所得の者を対象とする区分を新たに定めることとした。（第一条の二及び第八条の二関係）

二　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係

所得に応じて定める授業料等減免の額の区分について従前の区分より高い所得の者を対象とする区分を新たに定めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、母子保健法第一七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設を追加することとした。（第一条関係）

2　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、母子保健法第八条の二の規定により市町村から委託を受けて産後ケア事業に係る施設を設置し、又は経営する法人を追加することとした。（第二条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第九八号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者に人事院の事務総局に置かれる審議官を加える改正を行うこととした。（第一二条第二号関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第九九号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の特例を定めることとした。（附則第二四項、第二七項、第三一項及び第三三項関係）

3　福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二六項関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる参事官の数を改めることとした。（第六条関係）

2　関東管区警察局に新たにサイバー特別捜査部を置き、九州管区警察局に置かれる総務監察部を総務監察・広域調整部に改めるとともに、同管区警察局に置かれる広域調整部を廃止することとした。（第四八条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一〇二号）（厚生労働省）

一　食品衛生法施行令の一部改正関係（第一条関係）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（九の1において「整備法」という。）により新たに内閣総理大臣の権限とされた食品衛生法上の権限のうち、消費者庁長官に委任されないものを定めることとした。

二　水道法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めることとした。

2　国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備を行うこととした。

三　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（2において「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設に水道法第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五〇人以上一〇〇人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設を加えることとした。

2　1の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業を法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業とすることとした。

㈠　取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

㈡　浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

㈢　送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令に加えることとした。

五　厚生労働省組織令の一部改正関係（第一一条関係）

1　健康・生活衛生局に置かれた課のうち、水道課及び食品基準審査課を廃止することとした。

2　健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に、食品衛生法第五二条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること及び同局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関することを加えることとした。

六　国土交通省組織令の一部改正関係（第一二条関係）

1　水管理・国土保全局の所掌事務に、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関することを加えることとした。

2　大臣官房に、上下水道審議官一人を置き、その職務を定めることとした。

3　水管理・国土保全局に置かれた部のうち、下水道部を廃止するとともに、同局に上下水道企画課、水道事業課及び下水道事業課を置き、それらの所掌事務を定めることとした。